

日向市の自転車等駐輪場に関する質問・回答

令和3年9月16日時点

質問01	駐輪場を利用したいのですが、申請や利用料金が必要ですか？
回答	市が管理する駐輪場は、無料で利用でき、申請は必要ありません。マナーを守ってご利用いただきますよう、お願いいたします。
質問02	バイクを駐車したいのですが、駐車できますか？
回答	日向市の自転車等駐輪場については、市の条例により、自動二輪車（ただし、側車付きのものを除く）も駐車できます。 なお、日向市駅高架下駐輪場については、駐輪場の東側にバイク用のスペースを設けていますので、そちらをご利用ください。
質問03	自転車におもいやりロックの鍵がされていました。解除してもらえますか？
回答	おもいやりロックは、盗難防止のために、警察署が取り付けたものですので、最寄りの交番へお問い合わせください。 また、盗難防止のため、二重（前輪後輪）施錠をお願いします。
質問04	駐輪場に停めておいたはずの自転車が見当たりません。どうしたらよいですか？
回答	ご自分の自転車が見当たらない場合、市が移動（保管）したか、盗難の可能性あります。 ①市が移動・保管するのは、利用調査等の結果「長期駐車自転車」と判断した自転車等のみです。 この場合、自転車の特徴（防犯登録番号・色など）から調べることができますので、日向市都市政策課までご連絡ください。該当する自転車が見つかった場合は、お引き取りをお願いします。 ②上記のものに該当がなく、盗難の可能性があると思われたときは、最寄りの交番や警察署に盗難届を出すようにしてください。
質問05	撤去された自転車等の返還方法について教えてください。
回答	市が移動（保管）している自転車の返還については、以下のものが必要になります。 ○返還届【当日、保管場所（現地）にて記入していただきます。】 ○利用者または所有者の身分証明書（免許証、学生証など） ○自転車等の鍵 引き取りの際は、返還日時をご相談の上決定し、直接、保管場所へ取りに来ていただくこととなります。